

## 静岡県告示第142号

静岡県河川管理条例（平成14年静岡県条例第66号）第3条第2項の規定に基づき、制限水域内における通航の方法を次のように指定し、令和3年4月1日から施行する。

なお、静岡県河川管理条例第3条第2項に基づき知事が指定する通航方法（平成14年静岡県告示第1072号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

- 1 静岡県河川管理規則（平成14年静岡県規則第62号）第5条に規定する制限対象船舶が通航することができる時間は、日出時から日没時まで（水上オートバイにあつては、午前8時から日没時まで）の時間とする。
- 2 制限水域内を制限対象船舶が通航する場合には、蛇行、急発進その他の知事が危険と認める通航方法により、漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えてはならない。

令和3年3月2日

静岡県知事 川 勝 平 太